

有害性・物性・用途の例

ホルムアルデヒド「ホルマリン」は、ホルムアルデヒドの水溶液です。

- 1 発がん性(※1)
グループ1(ヒトに対して発がん性あり)
- 2 感作性(アレルギー)(※2)
・気道感作性第2群(ヒトに対しておそらく感作性あり)
・呼吸器感作性第1群(ヒトに対して感作性あり)
- 3 その他の人体への影響(※3)
・皮膚を刺激し硬化させ、ひび割れ、潰瘍を生ずる。蒸気は目を刺激し、涙が出る。
・吸入すると、粘膜が刺激されてせきが出る。
・慢性症状として肝臓・腎臓の障害が起こる。
- 4 用途の例
防腐剤、消毒剤、塗料、接着剤、ムッキ液、農薬、脱臭剤、界面活性剤、有機合成原料

気体(沸点-19.2℃)
空気より少し重い(比重1.08)
水によく溶ける

※1 発がん性は、IARC(国際がん研究機関)の評価による。
※2 日本産業衛生学会の評価による。
※3 人体への影響の調査は、『化学物質の危険有害性調査』(中央労働災害防止協会)。

1. 3-ブタジエン

気体(沸点-4.4℃)
空気より重い(比重1.3)

- 1 発がん性(※1)
グループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性あり)
- 2 その他の人体への影響(※3)
・濃厚なガスは麻酔作用を示す。(香薄なときは顕著には現れない。)
・皮膚・目・鼻の粘膜などを刺激して、炎症を起こすことがある。
- 3 用途の例
合成ゴム原料(SBR, NBR等)、ABS樹脂、ナイロン66の原料

硫酸ジエチル

無色の液体(沸点209℃)

- 1 発がん性(※1)
グループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性あり)
- 2 その他の人体への影響(※3)
・眼、皮膚、気道を刺激する。
・エーロゾルを吸入すると肺水腫を起こすことがある。
・飲み込むと、腹痛、灼熱感、吐き気、咽喉痛を引き起こすことがある。
- 3 用途の例
エチル化剤(染料原料、医薬品原料、農薬原料等)、ファインケミカル工業での使用

各物質ごとの主な規定の適用 (一覧)

法令	物質名			ホルムアルデヒド	1-3-ブタジエン	硫酸ジエチル	法令	物質名			ホルムアルデヒド	1-3-ブタジエン	硫酸ジエチル	
	全文	表紙	規制内容					全文	表紙	規制内容				
特定化学物質の製造・輸送・貯蔵等に関する規制(特2の別)	4	先	製造・輸送・貯蔵の規制に係る取組	新規式	○		36の2	先	測定結果の評価		○			
			管理濃度(μmol)		0.1									
	5	先	特定第2類物質または管理第2類物質に係る取組	新規式	○	特別規定(38の17)	特別規定(38の18)	36の3	先	評価の結果に基づく措置		○		
				取組	○					37	先	体積量		○
	7	先	鳥卵の性質	0.1ppm	○	0.5mg/tac	0.5mg/tac	38の2	先	禁止		○		○
				鳥卵等の産卵時の要件	○	○	○			38の3	先	数量等の禁止		○
	12の2	先	ばら等の処理		○			38の4	先	作業記録		○		○
				第4条	先	塵埃の防止	○				38の17	先	特別規定	
	27	先	作業主指導者の誘引		○			38の18	先	特別健康診断				○
				作業環境の測定	記録の保存	30年					38の19	先	緊急診断	
38	先	作業環境の測定	記録の保存				53	先	記録の報告		○		○	
			特別健康診断											
労働安全衛生法	45	先	特定高濃度事業者の健康診断		○		57	—	表示		○		○	
									57の2	—	文書の交付		○	

○ 今回新たに適用された規定 ※ 「労働安全衛生法」(昭和47年労働安全衛生法) ※ 「労働安全衛生法」(昭和47年法律第17号)
 ※ 「規制」の内容は、測定対象の場合に規制を負う事業者の区分を示す。「先」が測定基準等、「凡」が測定基準等を示す。
 ※ 労働安全衛生法(表示)及び第53条(2)の文書の交付の規定に関しては、製造・供給者に適用される。